

介護予防・友愛サロン活動用機材等貸出要綱

1 貸出

- (1) 区老人クラブ連合会
- (2) 学区老人クラブ連合会
- (3) 単位老人クラブ
- (4) その他、公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)会長が貸し出すことを適当と認める団体

2 貸出方法

(1) 貸出場所

市老連事務局とする。なお、機材の運搬は借受人が行うものとする。

(2) 貸出手続き

ア 機材を借受けるときには「介護予防・友愛サロン活動用機材等借用申込書」(様式第1)を提出する。

イ 貸出は、1回につき、1クラブ基本3種類の機材等とする。

ウ 借受人は、機材返却のときに先に提出した様式第1の記入欄に機材の利用実績報告をするものとする。

3 使用料

無料

4 貸出期間

原則として1週間以内とする。

5 貸出機材等一覧

貸出機材等の種別については、様式第1のとおりである。

6 その他

機材等を破損または紛失した場合の取扱いは、原則として借受人の負担により対応するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

(平成29年7月20日理事会で議決)